

添付法令資料 1 :

韓国地籍再調査に関する特別法（目次）

2024 年 3 月 19 日法律第 20395 号により一部改正 2024 年 9 月 20 日施行

- 第 1 章 総則（第 1 条ないし第 3 条）
- 第 2 章 地籍再調査事業の施行
  - 第 1 節 基本計画の樹立等（第 4 条ないし第 9 条）
  - 第 2 節 地籍測量等（第 10 条ないし第 13 条）
  - 第 3 節 境界の拡張等（第 14 条ないし第 19 条）
  - 第 4 節 調整金算定等（第 20 条ないし第 22 条）
  - 第 5 節 新しい地籍公簿の作成等（第 23 条ないし第 27 条）
- 第 3 章 地籍再調査委員会等（第 28 条ないし第 32 条）
- 第 4 章 補則（第 33 条ないし第 42 条の 2）
- 第 5 章 罰則（第 43 条ないし第 45 条）
- 附則

添付法令資料 2 :

中国金融租赁公司管理办法（目次）

2024 年 9 月 14 日国家金融监督管理总局令 2024 年第 6 号公布  
2024 年 11 月 1 日施行

- 第 1 章 总则（第 1 条至第 6 条）
- 第 2 章 机构设立及变更
  - 第 1 节 金融租赁公司设立及变更（第 7 条至第 18 条）
  - 第 2 节 专业子公司设立及变更（第 19 条至第 27 条）
- 第 3 章 业务范围（第 28 条至第 30 条）
- 第 4 章 公司治理（第 31 条至第 39 条）
- 第 5 章 资本与风险管理（第 40 条至第 49 条）
- 第 6 章 业务经营规则（第 50 条至第 73 条）
- 第 7 章 监督管理（第 74 条至第 83 条）
- 第 8 章 风险处置与市场退出（第 84 条至第 91 条）
- 第 9 章 附则（第 92 条至第 99 条）

添付法令資料 3 :

著作権で保護される書籍及び／又はその他の著作物の二次使用ライセンスに対する  
ロイヤリティ管理に関する2024年6月12日付インドネシア共和国法務人権大臣規則  
No. 15 (目次)  
同月 19 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 5 条)
- 第 2 章 書籍及び／又はその他の著作物の分野における集合的な管理団体の運営許可
  - 第 1 節 運営許可の申請要件 (第 6 条及び第 7 条)
  - 第 2 節 申請の審査
    - 第 1 款 通則 (第 8 条及び第 9 条)
    - 第 2 款 形式審査 (第 10 条及び第 11 条)
    - 第 3 款 実体審査 (第 12 条及び第 13 条)
  - 第 3 節 運営許可の延長 (第 14 条)
  - 第 4 節 運営許可の取消し (第 15 条及び第 16 条)
- 第 3 章 書籍及び／又はその他の著作物のライセンス (第 17 条及び第 18 条)
- 第 4 章 創作の使用の制限及び例外 (第 19 条)
- 第 5 章 ロイヤリティの徴収、集金及び分配
  - 第 1 節 徴収 (第 20 条及び第 21 条)
  - 第 2 節 集金 (第 22 条)
  - 第 3 節 分配 (第 23 条ないし第 28 条)
  - 第 4 節 運営資金 (第 29 条)
  - 第 5 節 予備費 (第 30 条及び第 31 条)
- 第 6 章 評価 (第 32 条)
- 第 7 章 金融監査 (第 33 条)
- 第 8 章 書籍及び／又はその他の著作物の分野における集合的な管理団体の実績及び財務報告
  - 第 1 節 実績報告 (第 34 条及び第 35 条)
  - 第 2 節 財務報告 (第 36 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 37 条)
- 第 10 章 終則 (第 38 条及び第 39 条)

添付法令資料 4 :

ベトナム不動産経営法 (目次)

23.11.28 可決 法律第 29/2023/QH15 号 / 24.08.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 11 条)
- 第 2 章 既存の住宅及び建設物の経営 (第 12 条ないし第 21 条)
- 第 3 章 将来において形成される住宅及び建設物の経営 (第 22 条ないし第 27 条)
- 第 4 章 不動産プロジェクトにおける技術インフラストラクチャーを既に有する  
土地所有権の経営
  - 第 1 目 通則 (第 28 条ないし第 30 条)
  - 第 2 目 自ら住宅を建設する個人に対する不動産プロジェクトにおける技術インフラストラクチャーを既に有する土地所有権の譲渡 (第 31 条ないし第 34 条)
  - 第 3 目 組織に対する不動産プロジェクトにおける技術インフラストラクチャーを既に有する土地所有権の譲渡、賃貸及び転貸 (第 35 条ないし第 38 条)
- 第 5 章 不動産プロジェクトの譲渡 (第 39 条ないし第 43 条)
- 第 6 章 不動産経営契約
  - 第 1 目 不動産経営契約の種類及び不動産経営契約の使用 (第 44 条ないし第 48 条)
  - 第 2 目 不動産経営契約の譲渡 (第 49 条ないし第 52 条)
- 第 7 章 不動産サービス経営並びに不動産サービス経営における訓練、養成及び業務従事証書の発給
  - 第 1 目 不動産取引所 (第 53 条ないし第 60 条)
  - 第 2 目 不動産仲介 (第 61 条ないし第 65 条)
  - 第 3 目 不動産コンサルティング及び管理 (第 66 条ないし第 68 条)
  - 第 4 目 不動産仲介業務従事知識及び不動産取引所運営の訓練及び養成並びに不動産仲介業務従事証書の発給 (第 69 条及び第 70 条)
- 第 8 章 住宅及び不動産市場に関する情報システム及びデータベースの確立及び管理 (第 71 条ないし第 76 条)
- 第 9 章 不動産経営に関する国家管理
  - 第 1 目 不動産市場の調節 (第 77 条ないし第 79 条)
  - 第 2 目 不動産経営に関する国家管理の内容及び責任 (第 80 条及び第 81 条)
- 第 10 章 施行条項 (第 82 条及び第 83 条)